

介護職員等特定処遇改善加算

◆「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応するとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

◆「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

◆職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

	職場環境要件の項目	当法人としての主な取り組み
資質の向上	1)働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 2)研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動	介護福祉士試験の資格要件である、介護職員実務者研修講座を当法人で開講し計画的に受講させることや、資格支援制度を導入し、研修費や受験料等の補助を行うことで、職員が研修や資格取得試験を受けるための環境を整えている。 アッセッサー資格を所有している法人職員により、キャリア段位認定を行っている。
労働環境・処遇の改善	1)新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入等 2)雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 3)事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 4)健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	専任の人材育成担当者による総合的な支援の他、エルダーによる介護技術研修・相談などを行い、新人介護職員の早期離職を防止する。 衛生管理者・精神保健福祉士の配置によるメンタルヘルスケアも含めた職員の健康管理に努める。 職員休憩室にフリーWi-Fi やフリードリンクを設置、雑誌据置などの整備を行うほか、喫煙者向けに建物内に喫煙室を設ける。
その他	1)非正規職員から正規職員への転換 2)その他	資格要件を満たした職員の正規職員登用制度。 「子育てサポート企業」としてのくるみん認定(第2期)。